

## 「市長と語るまちづくり座談会」議事報告

日時 平成 29 年 10 月 30 日（月） 午後 7 時 30 分から

場所 スコレーセンター集会室

まちづくり座談会において市民の皆様からいただきましたご意見・ご質問を以下のとおり報告させていただきます。

### ご意見 ○上下水道の料金改定について

・6年ほど前に、荻野元市長の時代に、市の幹部職員、議員さんの前で説明をしたが、根本的な解決に至っていないので、再度説明をさせていただく。石和温泉以外の主たる温泉地の下水道料金の区分の中には、一般汚水とは別に、温泉汚水という区分が設けられている。笛吹市の料金規定の中には、温泉汚水の区分が無く、温泉も一般汚水と同じ料金体系になっている。これにより、笛吹市では、他の温泉地に比べて、7～10倍の下水道料金が課せられている。笛吹市では温泉水の処理に1㎡あたり税抜きで130円かかる。別府温泉では、14円、伊香保温泉では13.3円、伊東温泉では19円で処理ができ、いずれも笛吹市の10分の1から6分の1の費用で処理できる。笛吹市の温泉事業者にとっては、現在の料金体系であっても死活問題である。これまで、温泉業者から大きな声が出なかったのは、公共下水道に接続していないことが原因であると思われる。しかし、現在、合併浄化槽で処理している業者の多くが、浄化槽設置から30年が経過しており、浄化槽の入れ替え、機能の維持を行うには多額の費用が必要となり、多くの旅館、ホテルがこの問題に直面することとなる。他の温泉地のような料金体系であれば、合併浄化槽を入れ替えるよりも、公共下水道に接続する方が、はるかにメリットがあると考ええる。

笛吹市の旅館、ホテルは、規模にもよるが、2ヶ月で1,000㎡から10,000㎡の温泉水を排出する。これを全て公共下水道に接続すると、現在の料金体系でも14万円から140万円の下水道代がかかる。これで料金が改定されれば、さらに多額の下水道料金がかかり、今後、温泉を下水に接続する業者はいなくなると思う。温泉業者の目線に立って料金体系の検討をお願いしたい。

（市長）

・他の温泉地において、下水道料金の区分の中に温泉汚水の区分があることについては初めて知った。この件については研究をさせていただきたい。

（公営企業部長）

・笛吹市現状は、峡東流域下水道で下水の処理を行っており、峡東3市、甲府市が処理場に下水を流している。県に納める負担金も高額になっているのが現状である。今、例にあ

がった別府、伊香保、伊東の温泉を抱える自治体の下水の処理方法、処理体系によっても処理費が異なることから、調べを行って、検討できる部分については検討したいと思う。

#### ご質問 ○1 平成 28 年度の水道会計の決算について

・「公営企業会計の赤字部分を一般会計から補填した。」と説明があったが、広報「決算特集号」の報告内容に照らし合わせて、決算書の一般会計歳出の中のどの部分に当たるのか。

#### ご意見 ○2 上下水道料金の伝票のフォントサイズの改善について

・水道料金の業務が民間委託されて以降、伝票の印字が小さくなって内容が読み取りにくくなった。これを従前のように大きく改めていただきたい。

(公営企業部長)

・1 市の一般会計の土木費 44 億 200 万円の歳出が報告されているが、その中に公営企業会計の赤字補填分の 17 億円が含まれている。また、衛生費 34 億円の中に、水道会計に繰出金をいただいている 3 億 4,000 万円が含まれている。

・2 直営、委託に関わらず、水道料金のシステムを入れ替えたことによるものであり、印字が従前のもので変わってしまった。この件については、見直しができる部分は改めたいと思う。何卒、ご理解をお願いする。

#### ご意見 ○支所業務の見直しについて

・数年前に、実家の両親を連れて、御坂支所の戸籍担当に行った。客はおらず、職員は暇そうにしている、午後 3 時になったところで、自分のコーヒーを入れて飲んでいた。その時に、事務内容は減らさず、職員を削減することで、支所のスリム化を図るべきと感じた。ここで、支所業務の見直しを検討いただいたことは、ありがたく思った。支所によって、地域との連携も必要と思うので、仕事内容について云々言うことはないが、職員の資質向上について取り組んでいただきたい。

(市長)

・私もできるだけ支所に顔を出すようにしているが、決してサボっているという感じはないが、来庁された方が、そのように感じられたのであれば、改めなければいけないと思う。行政の効率化に伴い、支所業務の見直しを行い、本庁に移管される業務がある。ただその分、地域との繋がりや、本庁まで来庁できない高齢者への配慮、地域の行事等、これまで職員数が少なくお手伝いできなかった部分もあった。今後は、そういった部分を少しお手伝いできるような体制をとっていきたい。支所のあり方はこれで終わりではなく、来年も、再来年も一つひとつ見て、良くない所は改善し、良い所は伸ばすようなことを考えていきたい。大いに厳しい目を見て、ご意見をいただきたい。

**ご意見** ○支所業務見直しに関連し、各庁舎をまとめた体制づくりについて

・支所を充実させるためには、本庁が充実していなければいけないと思う。本庁は、本館があり、市民窓口館、保健福祉館、議会事務局が入る八代支所がある。笛吹市が、今後発展していく過程において、本庁のあり方がこれで良いのか。本庁の庁舎がいくつもあり、その上で支所も充実していたら、古い建物の保守に予算がかかり、更新していけない状況になる。各庁舎をまとめた体制づくりをお願いしたい。

(市長)

・できるだけ効率の良い行政運営を念頭に進めていきたい。ただ、笛吹みんなの広場に庁舎を建設することは難しい。今ある施設を効率良く活用することを検討したいと思う。

(その他)

**ご質問** ○1 都市計画税について

・資料 P18 に、「当面の間、都市計画税は課税を見送る。」と記載されているが、「当面」とはいつまでか？また、「都市計画事業の推進状況により都市計画税の取り扱いを検討する。」と記載されているが、今の段階で、都市計画施設の整備計画があるのか。更に、笛吹みんなの広場との関係があるのか。

**ご意見** ○2 笛吹みんなの広場について

・旧 NTT 用地の活用策検討については、「笛吹みんなの広場」という名称を付けて検討を進めているが、検討は、広場、施設をつくるとか、民間の施設を導入するとか、幅広く検討されているが、「広場」という名称を付けると、「広場としてどう使うか。」という検討をするのではないかと誤解を受けると思う。

**ご質問** ○3 下水道事業の赤字補てんについて

・資料 P18 に「下水道事業の赤字補てんに対して市税や地方交付税などの一般財源で、補填しなければならない額を減らそうと考えていた。」と記載があるが、繰出金の財源になっているのか。なっているとすると、使用料に跳ね返っているのか、いないのか、繰出金で出した金額の中に、交付税が含まれているとすると、繰出金の金額が赤字額と捉えるのはおかしいと思う。交付税を除いた部分が、市税で賄う部分ではないか。

(市長)

・1 都市計画税は、目的税なので、その目的がはっきりしなければ課税は難しいと思う。都市計画税については、目的を持ったところで課税するべきと考える。

・2 「笛吹みんなの広場」は仮称である。笛吹市に所有権が移ったので、旧 NTT 用地と呼ぶのではなく、笛吹みんなの広場と仮称を付けた。計画については、まったくの白紙なので、検討の中でたくさんのご意見をいただいた中で、最終的に活用方針を決めたいと思

う。

(財政課長)

・3 一般財源を企業会計に繰出しているが、一般財源の本当の財源は、地方税である。その地方税については、笛吹市では、事業費の半分ということで、不足する財源を普通交付税で賄っている。その普通交付税の中に、下水道に係る経費も含まれているが、下水道に係る経費だけでは繰出金が賄いきれないので税を足し込んで繰出しを行っている。特別交付税は、激甚災害等で普通の予算に伴わない特別な事情がある場合についてのみ交付されるものなので、通常経費については、普通交付税で賄っている。

#### ご質問 ○境川観光交流センターについて

最近、温泉施設の「境川観光交流センター」ができてびっくりした。温泉施設に食事をするスペースはあるが、食堂が無いという話を聞いて、今後、食堂を増設する予定はあるか伺う。

(市長)

・当該施設は、交流センターということで、施設の区分が温泉施設ではない。これは補助金の申請の方法であって、交流センターの位置づけなので、飲食施設については、補助金の対象になっていないために、併設されていない。ただ、施設の用途は、交流センターと温泉施設が中心なので、2～3年後に国に相談したいと考えている。是非ともつくりたいとは思っているが、少し時間をいただき、様子を見させていただきたい。

#### ご質問 ○給食センターについて

・給食センターの建設について、具体的に検討が進んでいるのか。若いお母さん、おじいちゃん、おばあちゃんの世代が色々なことで心配している声を聞くが、これから、パブリックコメント等を開催して、設計等への反映が間に合うのか。子どものアトピー性皮膚炎が増えてきている。現在は、自校方式なので、独自にアトピー対策を講じているが、センター方式になると、学校数が増えるので、細やかな対応が難しくなるのではないか。

(市長)

・本日、その件について議論した。順調に進捗している。先日、増利地区の方々に、施設用途、プラン、事業スケジュール等を説明した。市としても、来年度の施策として検討を行った。市長就任後、全ての学校を視察した。現状の給食調理室での調理では、衛生的管理がむずかしく、多くのご意見をいただいたが、石和地区の全ての学校の給食調理を一元的に調理する方針をとった。アレルギー対応についても、保育所も含めて、個別に対応しており、今後もそのような対応を考えている。

(教育部長)

・石和の5つの小学校の給食調理の場を、センター方式で整備を進めている。他の給食センターと同じく、石和のセンターについてもドライ方式という衛生的な方式の施設になっており、オール電化で整備を進めている。アレルギー対応については、現在、他の給食センターにおいても対応しており、石和の給食センターにおいてもアレルギー対応をする計画で整備を進めている。

#### ご意見 ○公共グラウンドのトイレの洋式化について

・石和地区内の運動場をよく利用しているが、トイレの大便器が全て和式で、高齢者が多く利用しているが、トイレを利用する際に、みんな苦勞している。他の地域の公共施設、グラウンドのトイレは、洋式になっている。石和図書館のトイレも和式しかない。市民みんなが公平に安心して利用できるよう対応をお願いしたい。

(市長)

・各運動部からも要望が来ている。教育委員会からも予算要望が来ている。一つひとつ計画を立てながら研究をしたいと思う。

午後9時10分閉会

Heartful  Town・笛吹

まちづくり座談会

平成29年10月30日

スコレーセンター

# 次 第

1. 開会 19:30
2. 市長あいさつ 19:32～19:40
3. 市政課題について 19:40～20:15
  - (1) 上下水道料金の改定について (公営企業部長)
  - (2) 都市計画税の取扱いについて (総務部長)
  - (3) 支所業務の見直しについて (総務部次長)
4. 市長との意見交換 20:15～21:15
5. 閉会 21:20







# (1) 上下水道料金の改定について

公営企業部

**なぜ、今、  
上水道料金  
下水道使用料  
の改定か!?**

■ 笛吹市の 上水道事業  
下水道事業 は、  
**毎年度、赤字!!**

にもかかわらず

料金、使用料の改定を行わず、  
先送りして来ました。

その結果、赤字補てん額は、 ⇒ 参考資料①、②

---

・上水道	3億	600万円
・下水道	9億	8,400万円

(平成28年度)

◎赤字分は、市税等で補てんして  
います。

# その原因は、

---

⇒ 参考資料③

- ・ 上水道

原価 170.5 円/  $\text{m}^3$  の水を、

123.1 円/  $\text{m}^3$  で提供しているからです。

**(47.4円/  $\text{m}^3$ の赤字)**

(平成28年度)

## ・下水道

処理原価 211.0 円/  $\text{m}^3$  のところ、  
110.2 円/  $\text{m}^3$  の使用料 です。

**(100.8円/  $\text{m}^3$ の赤字)**

(平成28年度)

**このままでは、**

---

**上水道事業  
下水道事業 は、**

**継続できないことに・・・**

**(市税等での補てんにも限界が・・・)**



# 赤字をなくすには、

⇒ 参考資料⑤～⑨

- 上水道料金 **71.8%** 改定
- 下水道使用料 **48.3%** 改定

する必要がありますが、市民の皆様の生活を考えると、負担が大きすぎます。

# 当面・・

⇒ 参考資料⑩～⑮

## 【平成30年度】

- 上水道料金 24.7% 改定
- 下水道使用料 20.0% 改定

## 【平成34年度】

- 上水道料金(対前年度) 20.0% 改定
- 下水道使用料(対前年度) 20.0% 改定

で、赤字を小さくしていきます。

◎簡易水道料金、農業集落排水使用料も同率で改定。

# 上下水道事業の改善に向けた取組

- 上下水道事業審議会
- 議会
- 地域審議会
- 行政区長会

のご意見を踏まえ

# 負担の公平性を確保するために

- 上下水道料金 収納率 100%
- 下水道 接続率 100%

に向けた取組として

- 督促状、電話催促、戸別訪問、給水停止措置を徹底。収納業務の民間委託。
- 専門職員による戸別訪問等、下水道加入、接続促進の取組。

これまで以上に強化します。

# 経営改善のために

- 上水道の漏水対策
- 上下水道の維持管理の効率化を一層推進。
- 下水道整備計画の縮小に向けた検討を行います。

安全、安心な水を、安定的に  
お届けするために、  
笛吹の清流を子どもたちに  
引き継ぐために、  
ご理解、ご協力をお願いします。

- MEMO -

## (2) 都市計画税の取扱いについて

総務部



# 都市計画税について

- 都市計画税とは、都市計画事業等の費用に充てるために都市計画区域内の土地・家屋に課税することができる目的税です。
- これまでの経過  
合併後平成21年度までは石和町地域にのみ不均一課税し、22年度からは都市計画区域の全域に課税する事としていました。  
しかしながら、経済情勢や東日本大震災などの災害の影響等を考慮し、29年度まで5回の条例改正によって8年間課税を猶予しています。

# 当分の間、 都市計画税は課税を見送ります。

- 課税しようとしていた理由  
都市計画税を課税し、公共下水道事業やその借入金の償還などの経費に充当することで、下水道事業の赤字に対して市税や地方交付税などの一般財源で補てんしなければならない額を減らそうと考えていました。
- 平成30年度から  
下水道使用料を改定し、不足している下水道事業費をある程度まかなえる状態を目指そうと考えています。

# 都市計画事業の推進状況により 都市計画税の取扱いを検討します。

市の都市計画に関する基本方針である『笛吹市都市計画マスタープラン』については、平成30・31年度に中間見直しをいたします。

このマスタープランに基づき、都市計画施設の整備をすることとなった時に改めて『課税するのかどうか』『税率は何%にするのか』など、都市計画税の取扱いについて検討いたします。

-平成30年4月実施-

## (3) 支所業務の見直しについて

総務部

# 1. どうして支所業務の見直しが必要か？

---

- 地方分権の進展、少子高齢化に伴う人口減少社会の進行、地方交付税の減額など安定した財政基盤を堅持し続けるための環境は、さらに厳しく・・・
- 限られた行政資源（ヒト、モノ、カネ）のなかで、きめ細やかな行政サービスを将来にわたって維持、向上していくためには・・・



⇒支所業務も含めた事務組織のスリム化を進め、  
なお一層の業務の効率化への取り組みが必要。

## 2. これまでの経過は？

---

- 合併以来、行財政改革の一環として、段階的に事務組織の再編（スリム化）と市職員の削減を進めてきました。

### ◆ 正規職員数の推移（消防職を除く）

	【H18】		【H29】		
正規職員	636人	➡	512人	=	△124
(うち一般職)	(471人)	➡	(404人)	=	(△67)

### 3. 支所業務見直しの基本的な考え方は？

#### 行政 からの視点

市役所機能の集中を進め、ある程度本庁の受け持つ機能と支所が受け持つ機能との役割分担が必要

#### 市民 からの視点

これまで支所で行っていた業務ができなくなると、行政サービスの低下につながるのでは。本庁へ行けない高齢者や障がい者はどうしたらいいのか。などの不安

このため



⇒地域や市民から求められている支所の役割を再確認するなかで、ある程度、支所業務の本庁への移管を行う一方で、支所には、市民や地域にとって必要と考えられる機能を優先的に確保

# 4. 支所に求められる機能とは？

## ◆各地区の地域審議会、行政区長会、市役所窓口等でのご意見

支所でできる業務が少なくなると・・・

- ・ 行政サービスが低下してしまうのでは
- ・ 気軽に支所に相談に行けなくなってしまうのでは
- ・ 高齢者、障がい者など本庁に行けない人はどうしたらいいのか
- ・ 地域コミュニティが衰退してしまうのでは
- ・ 非常災害時の対応が行き届かなくなるのでは など

このため

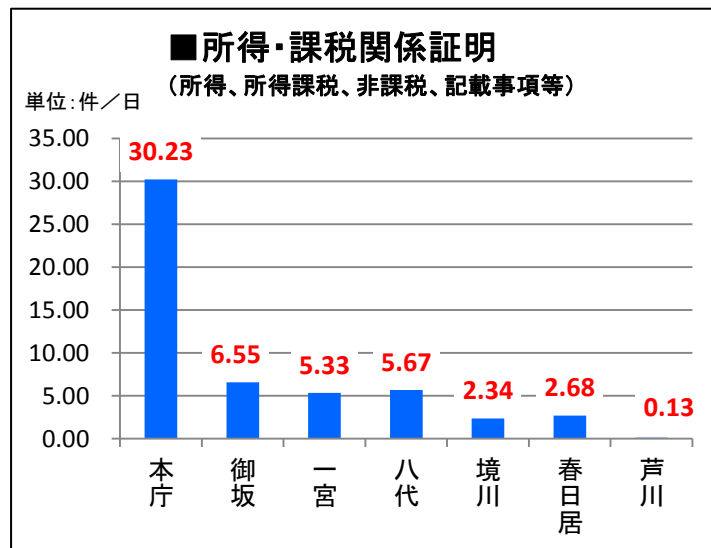
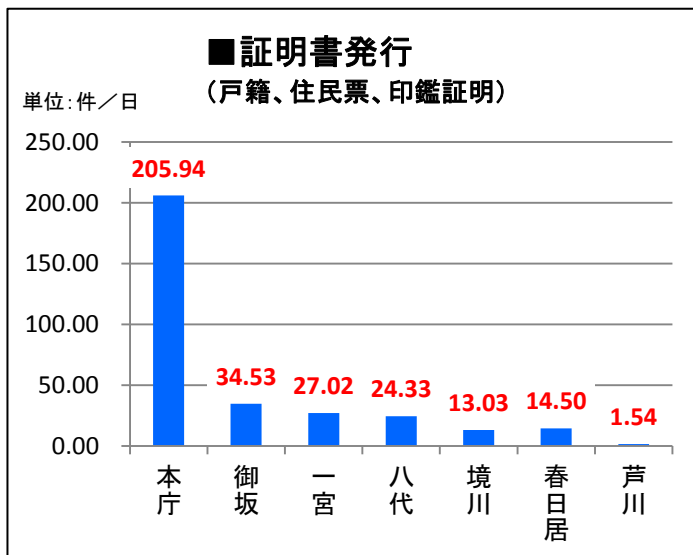
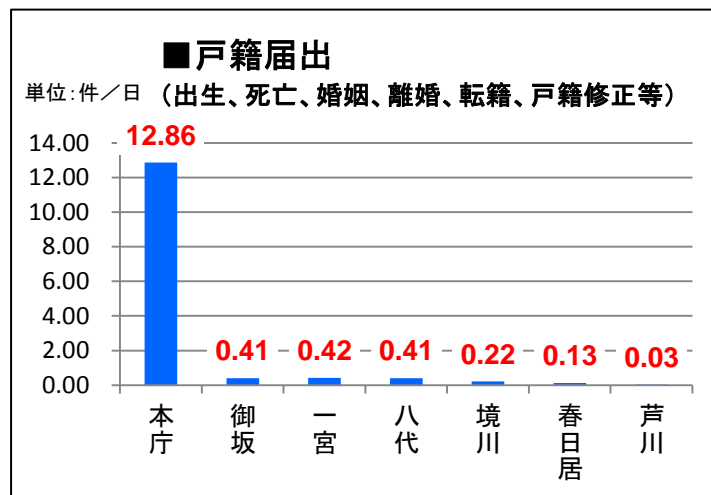
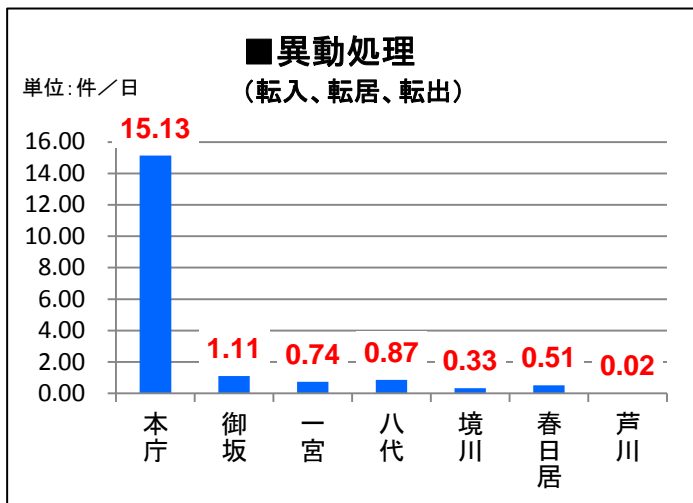


- ⇒不安の声を少しでも解消できるよう、支所業務の内容を検討
- ⇒支所での取扱い件数が特に多い業務は、支所に残せるよう検討



# (参考資料) 本庁および各支所における業務の取扱い状況

## 一日あたりの平均取扱い件数 (一例) 【平成28年度実績】



## 5. 支所の位置づけは？

---

### 本庁は

- 市役所の内部管理系機能、専門的機能、審査決定機能なども含めた行政運営全般にわたる業務、笛吹市全域のまちづくりに関する業務を幅広く担当

### 支所は

- 「**身近な地域のサポートセンター**」として位置づけ、市民の日常生活に必要頻度の高い業務や地域コミュニティへの支援、防災対策業務などを中心に担当し、皆さまから親しまれ、気軽に相談に訪れることができる場所としての役割を確保

# 6. 支所で取扱う業務は？

## ◆支所の主な業務内容

主な業務内容	
■窓口サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 証明書発行（住民票・戸籍、印鑑登録証明、所得証明など）</li><li>・ 市税等の収納（市税、国保・介護保険料、水道・下水道使用料など）</li><li>・ 社会体育、教育施設等の利用手続 など</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本庁取扱い業務の取次ぎ・高齢者・障がい者等への手続き支援 など</li></ul>
■地域コミュニティへの支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域振興、行政区・地域関係団体等への支援 など</li></ul>
■防災対策業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害情報の収集・伝達、災害応急対策、消防団の支援 など</li></ul>

# 7. 市民・地域の不安を解消するために

---

## ① 市民窓口サービスについて

- 市民の日常生活に必要頻度の高い業務の継続（証明書発行等）
- 支所で取扱いできない業務についても、本庁や関係団体等と連携情報共有し、相談内容や手続き書類を本庁や必要な機関につなぐ
- 行政手続きの簡素化に努め、市民の負担を軽減
- 地域の事情に精通した職員等の配置への配慮
- 職員の資質向上への取り組み

## ■ ② 高齢者・障がい者等への支援について（その1）

- 高齢者、障がい者など本庁への移動手段がない人には、支所でも手続きができるよう支援
- 専門的な業務は、必要に応じて本庁職員が支所に出向いたり、臨時的に支所に受付窓口を設けるなどの工夫
- 各地区民生委員・児童委員協議会の運営、活動支援の継続
- 支所と本庁とをつなぐテレビ電話等の設置の検討

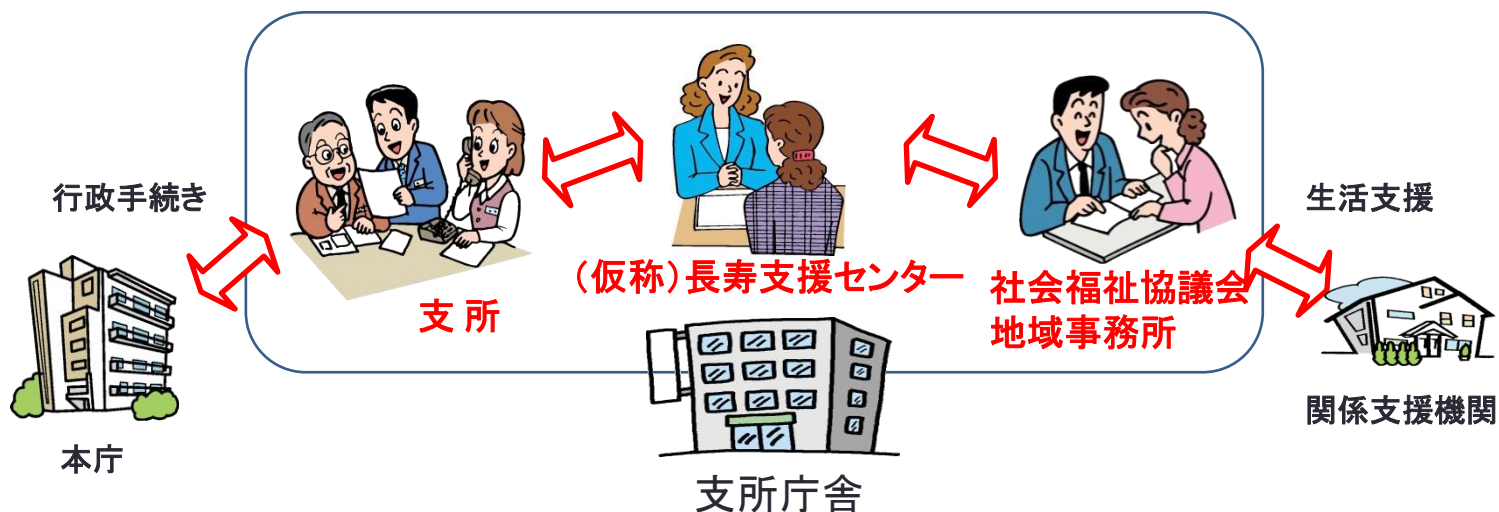
## ② 高齢者・障がい者等への支援について（その2）

- 「（仮称）長寿支援センター」を本庁のほか、一宮、八代支所内に併設
- 社会福祉協議会の地域事務所を各支所内に併設（※春日居、芦川を除く）

これにより



⇒支所、長寿支援センター、社会福祉協議会の各職員が、互いに連携・情報共有することで、福祉に関する相談に対応し、関係機関につなぐ

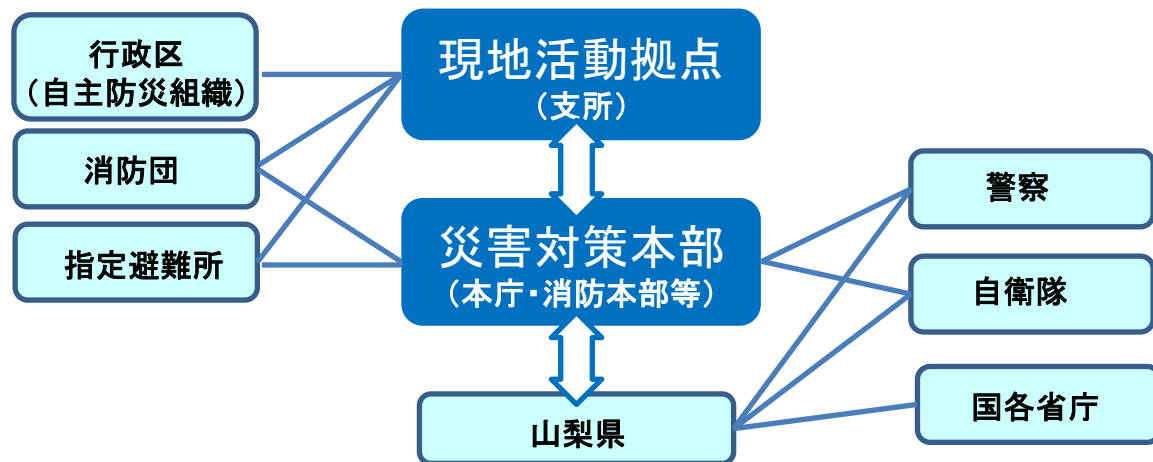


### ③ 地域コミュニティへの支援について

- 地域コミュニティへの支援は、支所の業務として継続
- 地域課題への対応は、支所の職員も本庁と連絡・調整を図り、課題を共有しながら、課題解決に向けて支援
- 地域・市民と本庁・関係機関とをつなぐパイプ役として、支所に地域振興や地域課題解決のための相談対応や地域づくりの支援を行う  
「(仮称)地域サポート職員」を配置 (再任用職員の登用等)

## ④ 防災対策について

- 消防団分団の運営、自主防災組織への支援などは、支所の業務として継続
- 災害が起きた際は、支所は「現地活動拠点」として行政区・指定避難所・消防団と連絡を取り、被害情報、被災者・避難者の情報を収集・整理し、災害対策本部に伝達
- 災害対策本部では、報告された情報を基に必要な対応と関係機関に人的・物的な応援を要請





## 8. 支所業務の変更内容は？

---

平成30年4月から支所で取扱う業務は、  
別紙「参考資料」のとおり変更になる予定です。

# 9. 支所の職員数は？

## ◆事務組織再編に伴う支所職員の体制

現行（平成29年度）

	支所長	事務職員 (再任用等 含む)	計
御坂支所	1	9	10
一宮支所	1	9	10
八代支所	1	8	9
境川支所	1	7	8
春日居支所	1	8	9
芦川支所	1	7	8
<b>計</b>	<b>6</b>	<b>48</b>	<b>54</b>



再編後（平成30年度）体制

支所長	事務職員 (再任用等含む)	地域 サポート職員 (再任用等)	計 (人)
1	8	1	10
1	8	1	10
1	7	1	9
1	6	1	8
1	7	1	9
1	6	1	8
<b>6</b>	<b>42</b>	<b>6</b>	<b>54</b>

# 10. 支所業務見直しに向けて

---

## ■ 利用しやすい本庁の環境整備

- ・ 総合案内の充実（市民窓口館）
- ・ 分かりやすい案内看板の整備（各庁舎）
- ・ 待合システム（番号呼び出しサービス）の導入検討（市民窓口館）
- ・ 駐車場拡張整備検討

## ■ 支所庁舎の移転・改修等

- ・ 境川支所は、坊ヶ峯ふれあいセンター内に移転
- ・ 新たに（仮称）長寿支援センターが併設される一宮支所、八代支所、社会福祉協議会地域事務所が併設される御坂支所の施設の改修やレイアウト変更

## ■ 支所業務変更内容のお知らせ

- ・ 支所の取扱い業務の変更内容は、市民の皆さまに混乱や不便をおかけしないよう分かりやすくお知らせします。

# 上下水道料金の改定について

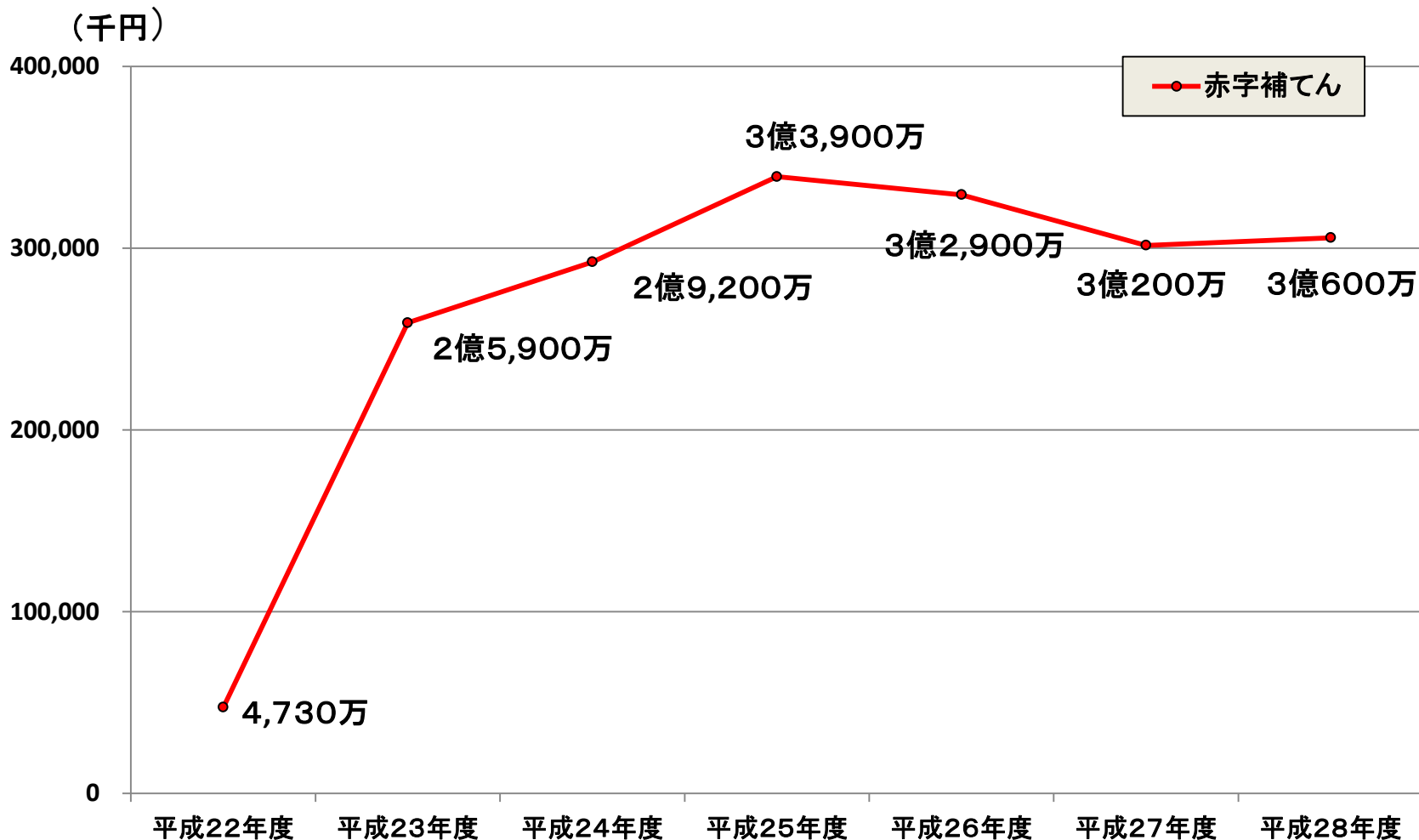
参考資料

平成29年10月  
公営企業部



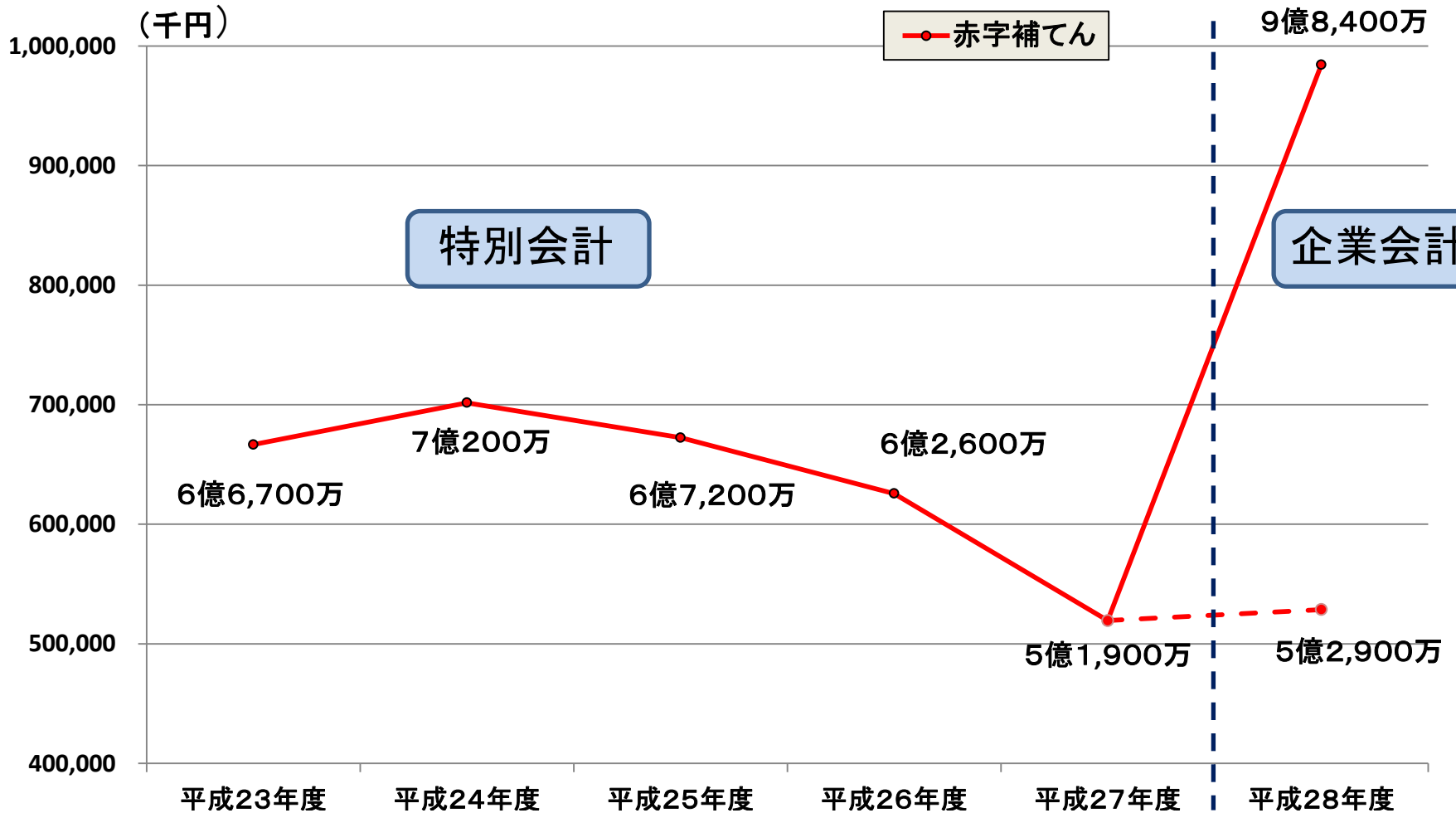


# ①(上水道) 赤字補てんの推移

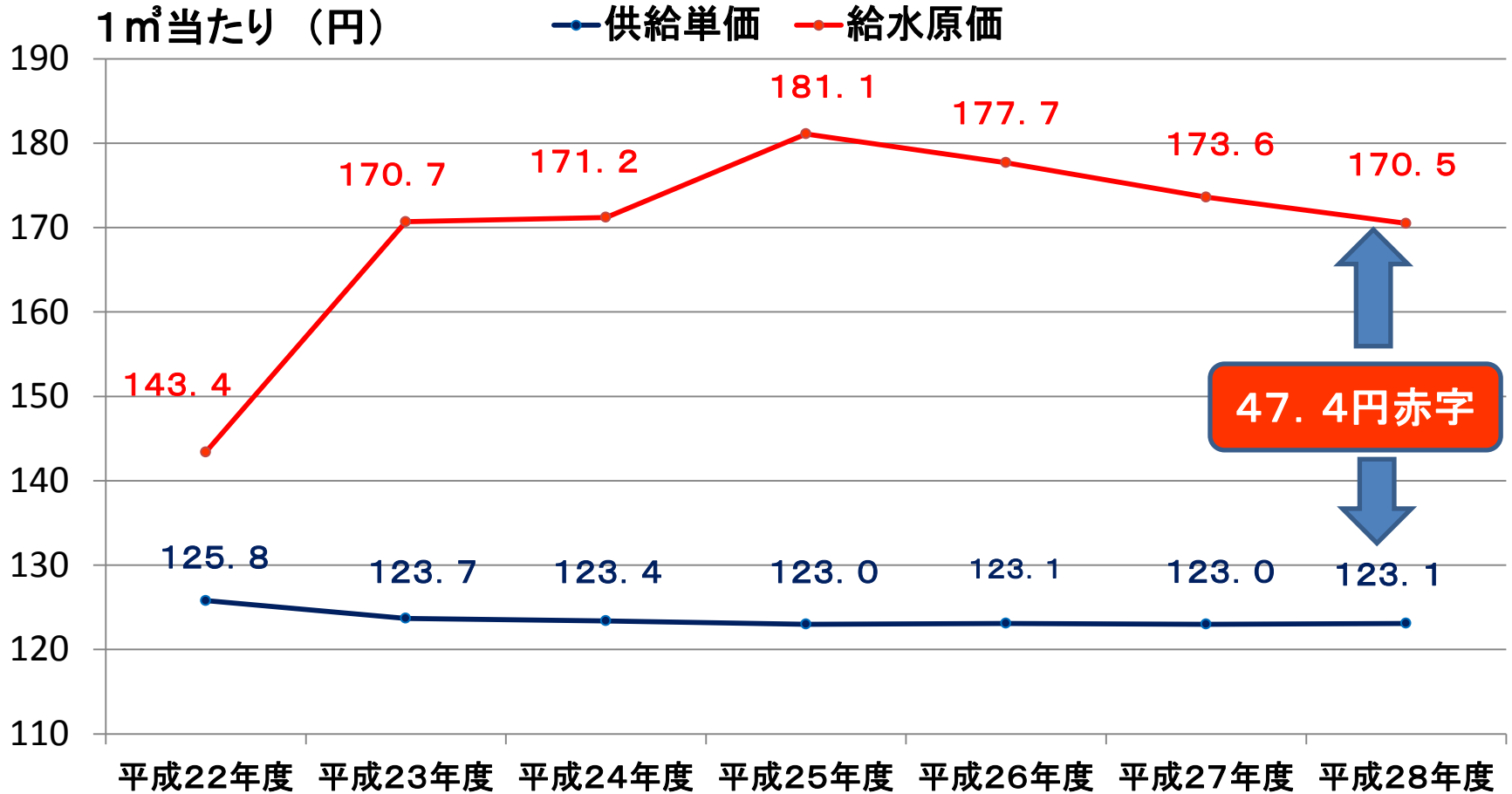




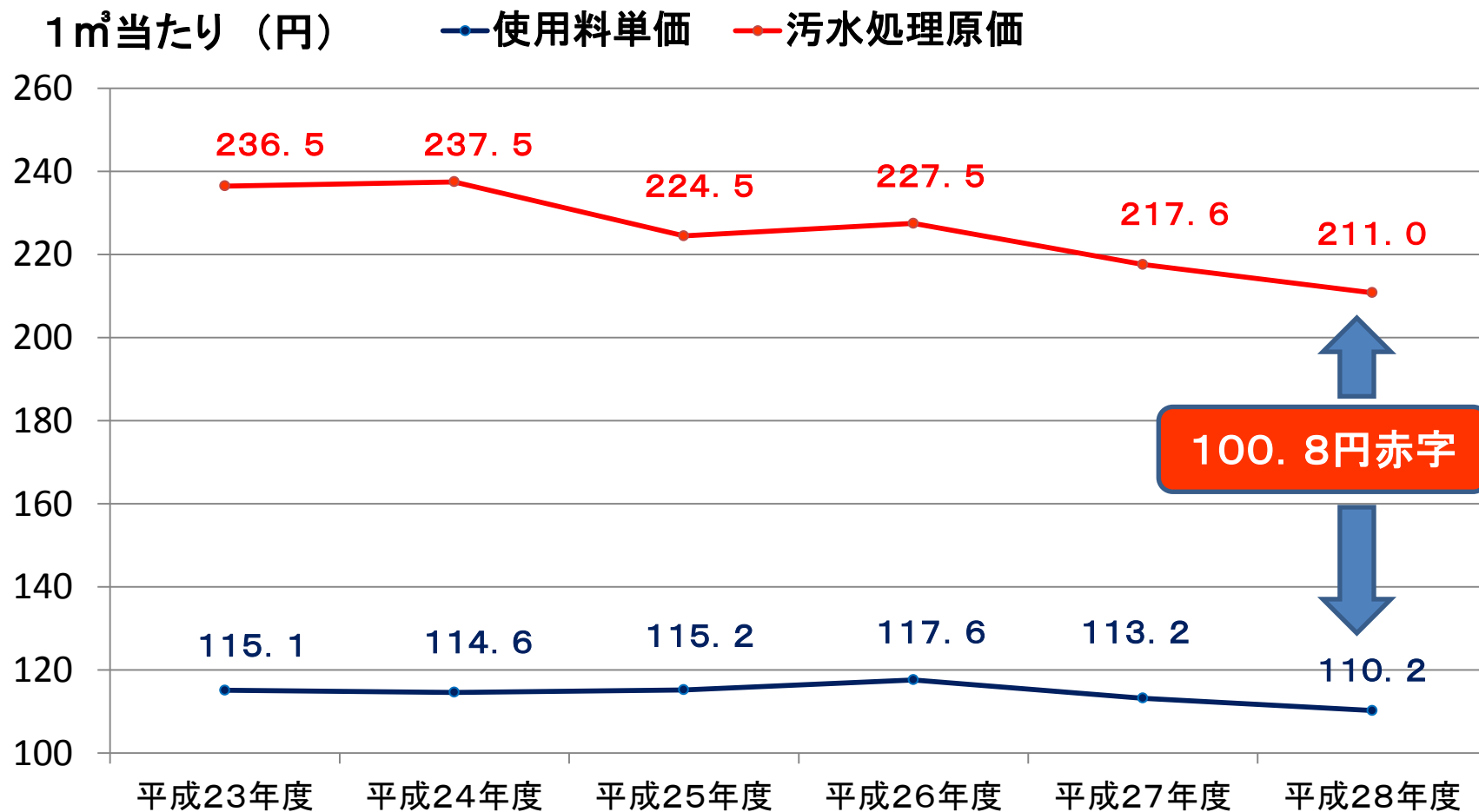
## ②(下水道) 赤字補てんの推移



### ③(上水道) 給水原価と供給単価



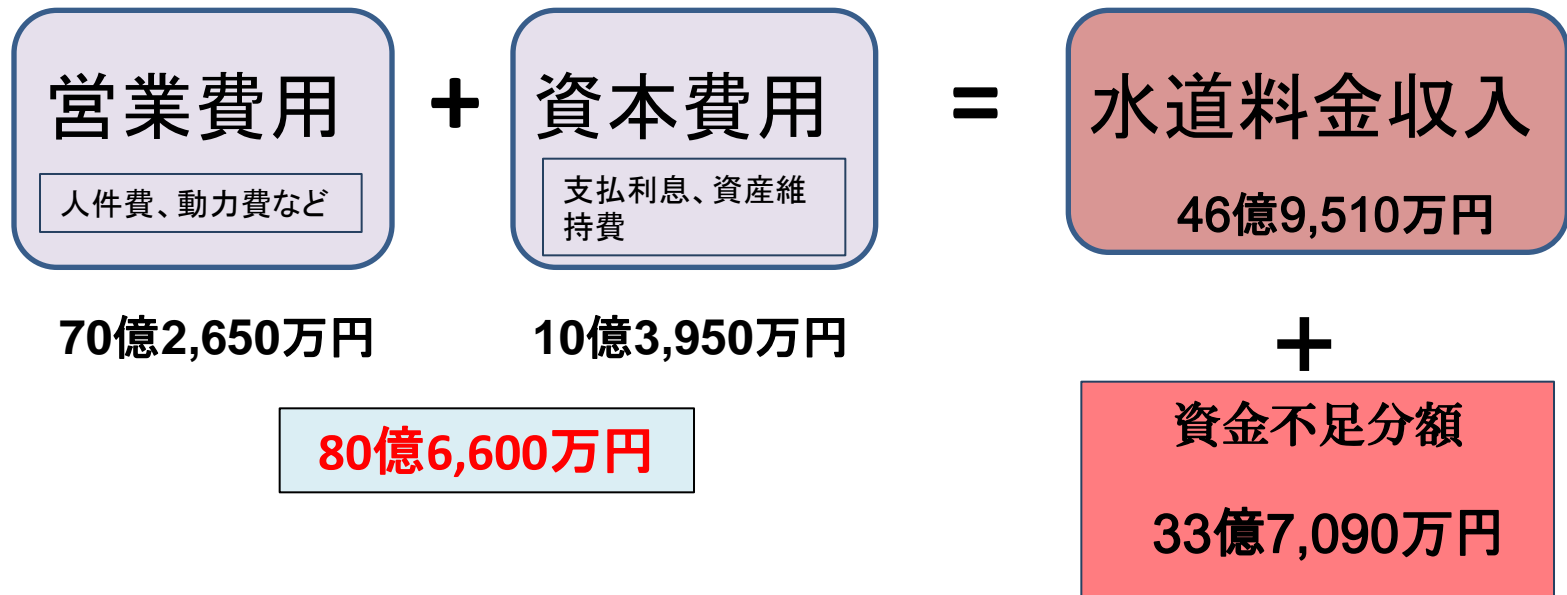
## ④(下水道)使用料単価と汚水処理原価



## ⑤(上水道)必要改定率の算定(総括原価方式)

水道水を提供するために必要な費用(営業費用)に、支払利息や今後の投資、資産維持のための費用(資本費用)を加えた総額が、水道料金の収入に等しくなるように、料金収入を算定する。

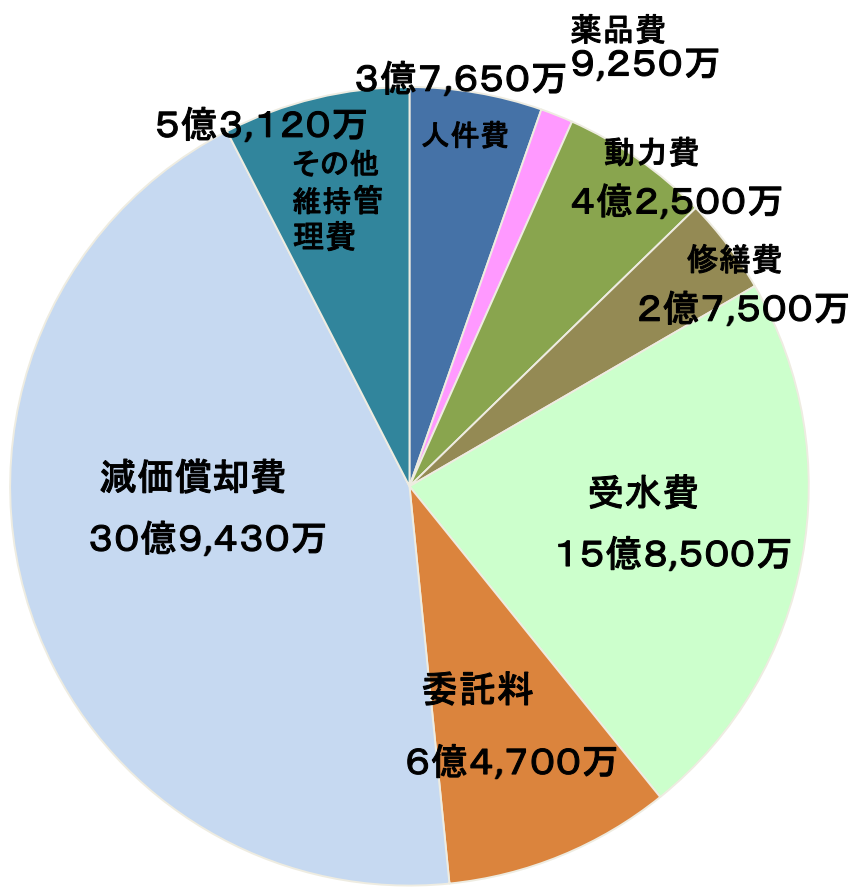
- 算定期間内(5年)における
- 総括原価 (H30~H34年)



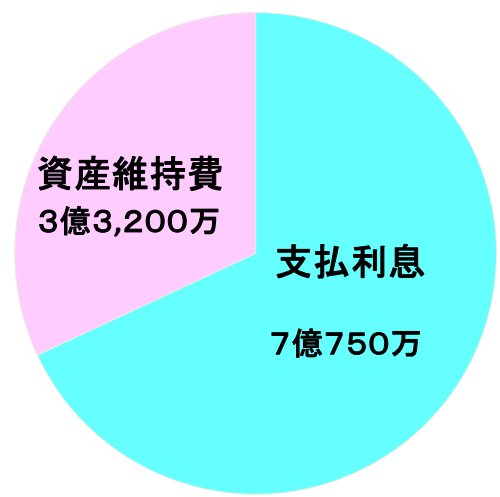
⑥ (上水道)総括原価費用 見込額 80億6,600万円  
(H30~H34年度)

(消費税抜き)

営業費用 (70億2,650万)



資本費用 (10億3,950万)



+

## ⑦(上水道) 改定率の算出

---

(料金算定期間の不足額)

(算定期間内の現行料金収入)

(改定率)

$$33\text{億}7,090\text{万円} \div 46\text{億}9,510\text{万円} = 71.8\%$$



\* 一般会計からの補助金・12億7,030万円(5年間)を試算値とした場合

(料金算定期間の不足額)

(算定期間内の現行料金収入)

(改定率)

$$21\text{億}60\text{万円} \div 46\text{億}9,510\text{万円} = \underline{44.7\%}$$

段階的に、

① 平成30年度 24.7%、②平成34年度 (対前年度)20%  
の改定とする。

## ⑧(下水道) 経費(使用料)回収率

---

### \* 経費(使用料)回収率(26年度)

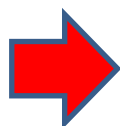
下水道使用料収入で汚水処理にかかる経費が、どの位賄えているかを示す指標。100%に近い数値ほど、健全な運営と言える。

$$\text{(使用料収入)} \div \text{(汚水処理費)} \times 100$$

566,935千円

1,096,793千円

= 51.69%



赤字補てんの解消(回収率100%)には、  
**48.31%** の改定が必要だが、

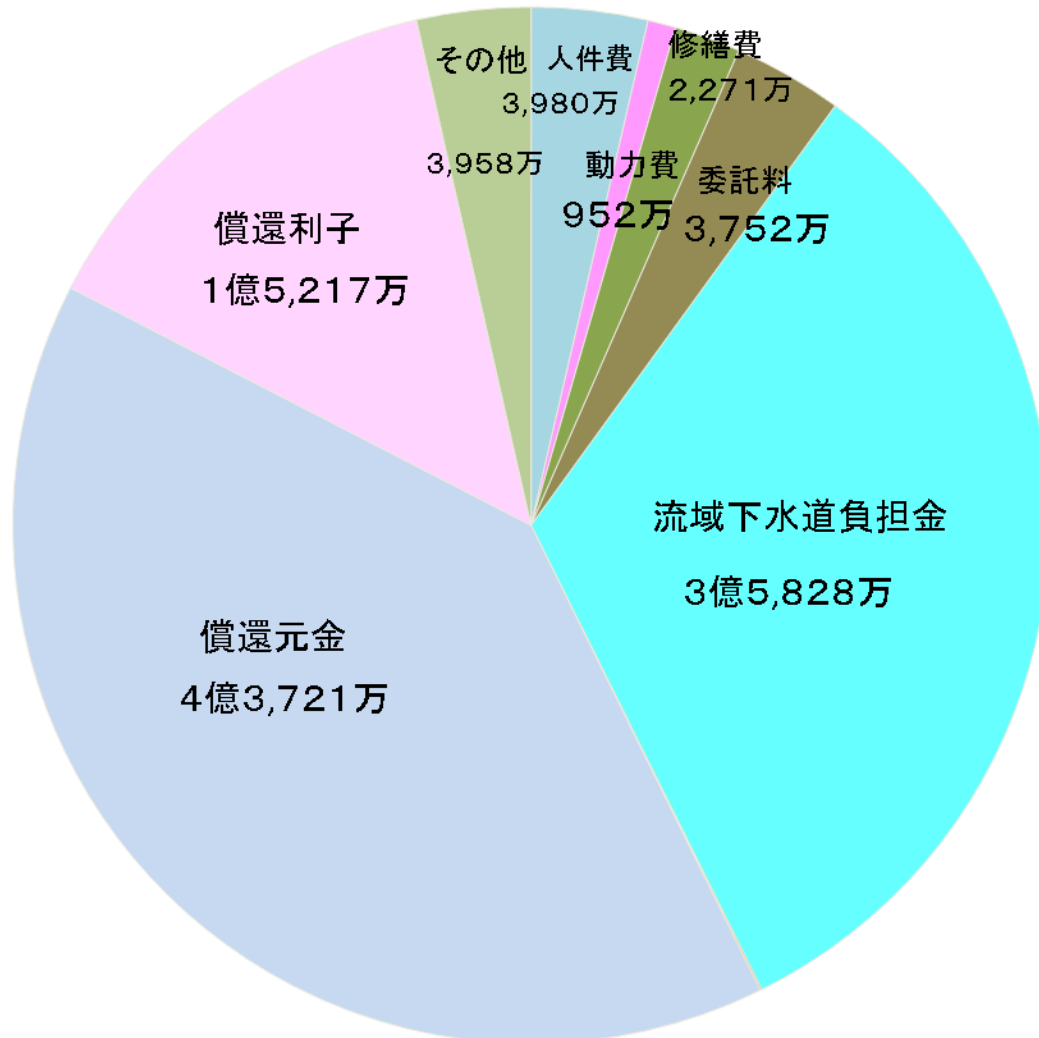
まずは、回収率70%を超えることを目標とし、段階的に

① 平成30年度 20%、② 平成34年度(対前年度)20%  
の改定とする。

⑨

(下水道)汚水処理費 10億9,679万円  
(H26年度)

(消費税込)

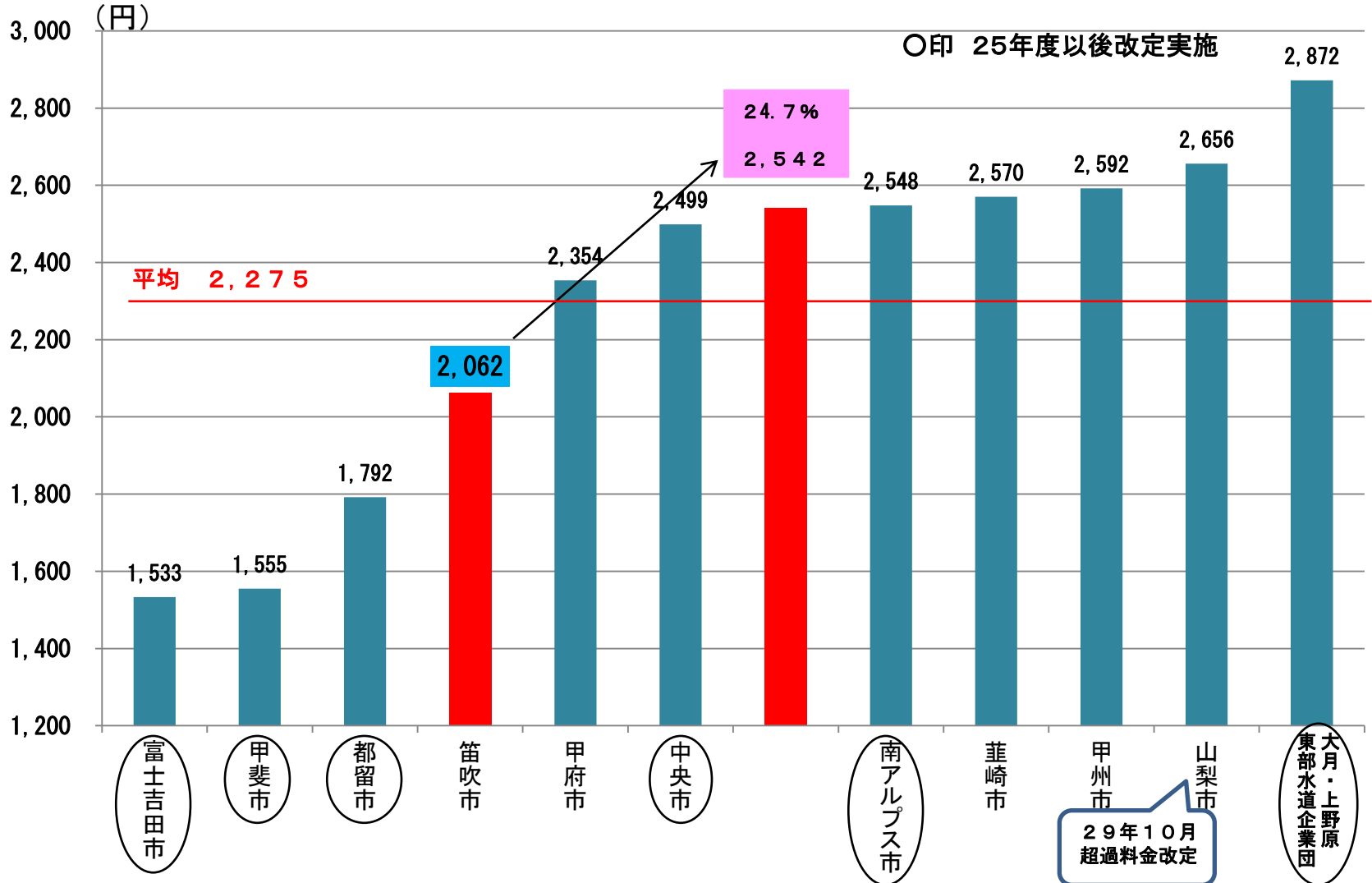




- MEMO -

# ⑩県内12市の水道料金の比較

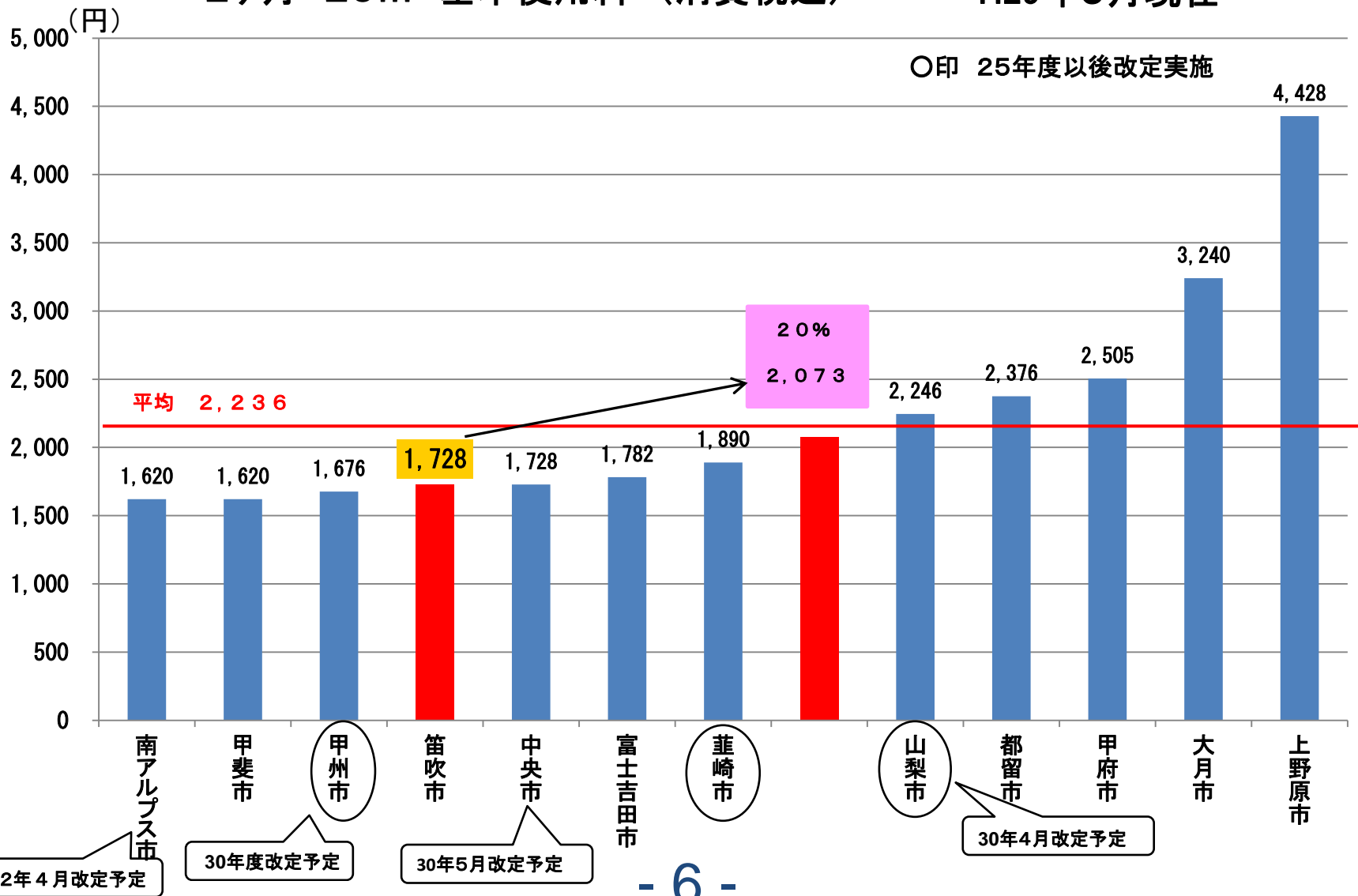
2ヶ月 20m<sup>3</sup> 基本料金 口径13mm メーター使用料含む(消費税込) H29年5月現在



# ⑪ 県内12市の下水道使用料の比較

2ヶ月 20m<sup>3</sup> 基本使用料 (消費税込)

H29年5月現在



# ⑫水道料金・下水道使用料・単価比較

(平成30年度～平成34年度)

消費税込(円) H34は10%として算出

上水道 (2ヵ月分) 口径13mm				
区分	使用水量(m <sup>3</sup> )	現行(円)	24.7% ・ 20% (対前年度) (H30) (H34)	
基本料金	0 ~ 20 m <sup>3</sup>	1,944	2,424	2,961
従量料金	21 ~ 50 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> 単価)	118	148	180
	51 ~ 100 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> 単価)	140	174	213
	101 m <sup>3</sup> ~ (1 m <sup>3</sup> 単価)	162	201	246
メーター使用料		118	118	121

下水道 (2ヵ月分)				
区分	使用水量(m <sup>3</sup> )	現行(円)	20% ・ 20% (対前年度) (H30) (H34)	
基本使用料	0 ~ 20 m <sup>3</sup>	1,728	2,073	2,534
従量使用料	21 ~ 50 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> 単価)	108	129	158
	51 ~ 100 m <sup>3</sup> (1 m <sup>3</sup> 単価)	118	142	173
	101 m <sup>3</sup> ~ (1 m <sup>3</sup> 単価)	140	168	205

メーター使用料の改定は想定していません。

# ⑬(上下水道) 合算料金(一般的な具体例)

【標準的なモデル】

上下水道加入(口径13mm) 2ヶ月の使用水量が **50m<sup>3</sup>** の場合

(平成30年度)

消費税込(円)

(平成34年度)

消費税込(円) 10%として算出

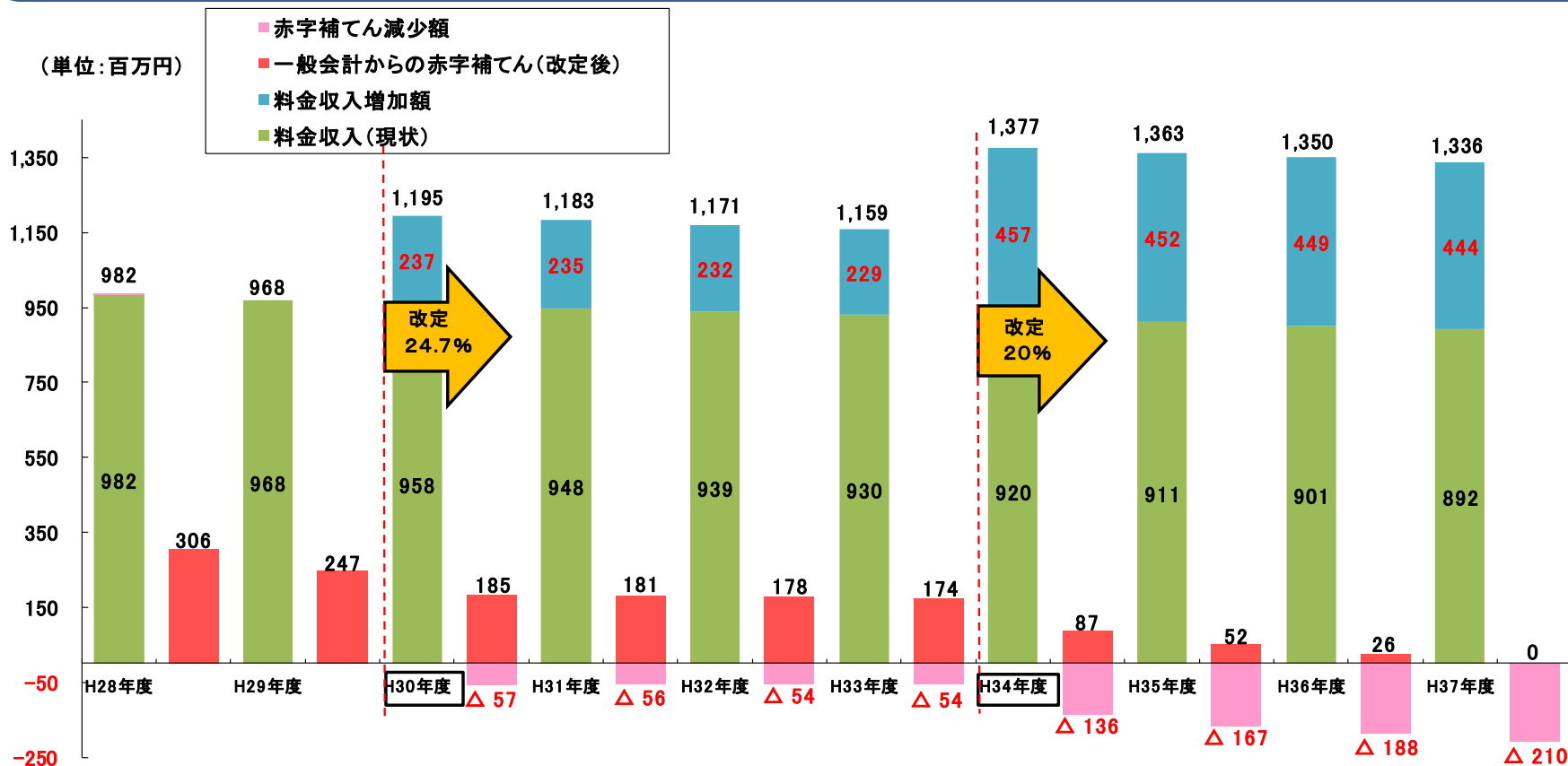
料金区分	上水道料金 (現行)	下水道 使用料 (現行)	上水道 料金 (改定 後)	下水道 使用料 (改定 後)	差額
基本料金 (20m <sup>3</sup> )	1,944	1,728	2,424	2,073	825
超過料金 (30m <sup>3</sup> )	3,564	3,240	4,439	3,888	1,523
メーター使 用料	118		118		
合計	5,626	4,968	6,981	5,961	2,348

料金区分	上水道 料金 (現行)	下水道 使用料 (現行)	上水道 料金 (改定 後)	下水道 使用料 (改定 後)	差額
基本料金 (20m <sup>3</sup> )	1,944	1,728	2,961	2,534	1,823
超過料金 (30m <sup>3</sup> )	3,564	3,240	5,412	4,752	3,360
メーター使 用料	118		121		3
合計	5,626	4,968	8,494	7,286	5,186

上下水道 合わせて、1月当たり 1,174円、1日当たり 約 39円  
の増額となります。

# ⑭(水道事業会計)

一般会計からの赤字補てん分(8年間・9億2,200万円)を減少できます。

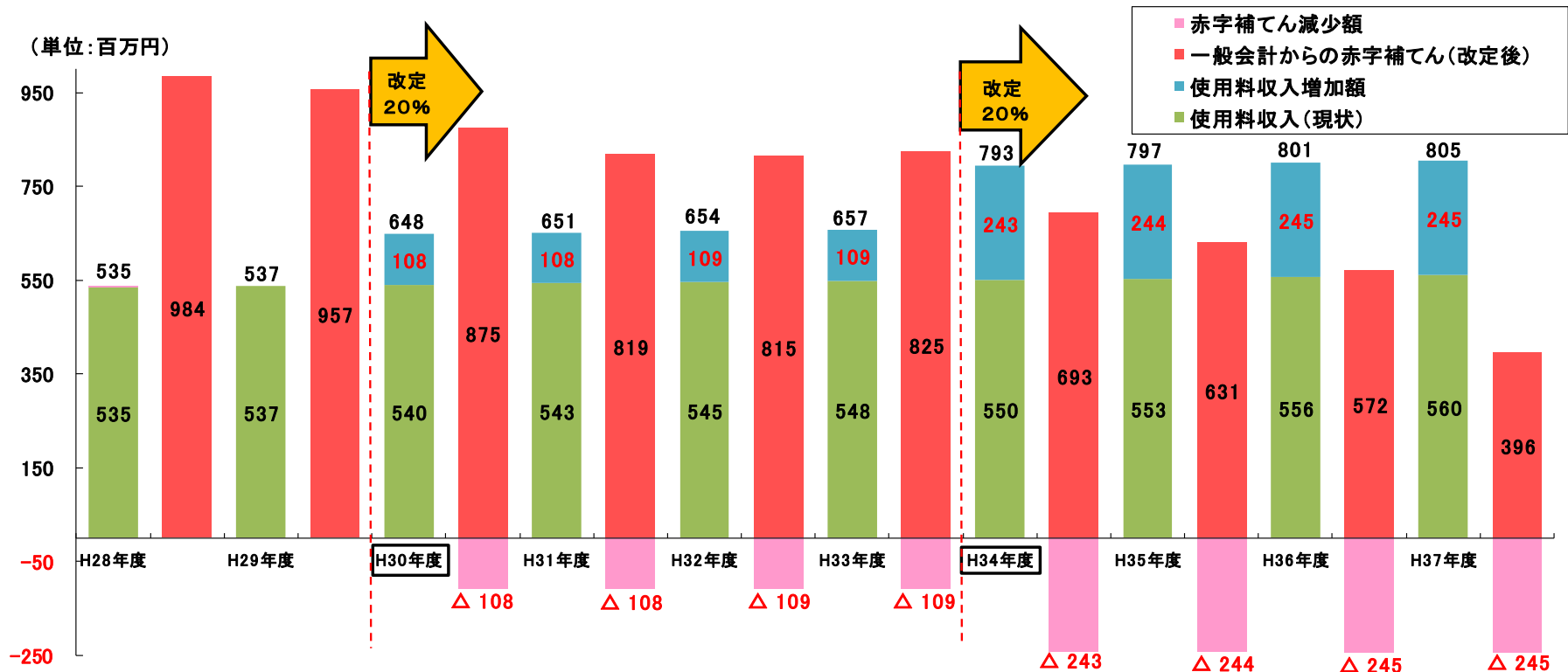


(単位: 百万円)

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	合計
料金収入(改定後)	982	968	1,195	1,183	1,171	1,159	1,377	1,363	1,350	1,336	12,084
料金収入(現状)	982	968	958	948	939	930	920	911	901	892	9,349
<b>料金収入増加額</b>			237	235	232	229	457	452	449	444	2,735
一般会計からの赤字補てん(改定後)	306	247	185	181	178	174	87	52	26	0	1,436
一般会計からの赤字補てん(現状)	306	247	242	237	232	228	223	219	214	210	2,358
<b>赤字補てん減少額</b>			△ 57	△ 56	△ 54	△ 54	△ 136	△ 167	△ 188	△ 210	△ 922

# ⑮(下水道事業会計)

一般会計からの赤字補てん分(8年間・14億1,100万円)を減少できます。



(単位:百万円)

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	合計
使用料収入(改定後)	535	537	648	651	654	657	793	797	801	805	6,878
使用料収入(現状)	535	537	540	543	545	548	550	553	556	560	5,467
<b>使用料収入増加額</b>			108	108	109	109	243	244	245	245	1,411
一般会計からの赤字補てん(改定後)	984	957	875	819	815	825	693	631	572	396	7,567
一般会計からの赤字補てん(現状)	984	957	983	927	924	934	936	875	817	641	8,978
<b>赤字補てん減少額</b>			108	108	109	109	243	244	245	245	1,411

# 支所業務の変更内容について

参考資料

平成29年10月

総務部





# 支所業務の変更内容について

平成30年4月から、支所で取扱う業務は次のように変更になります。

(※ 下線部が変更か所となります。)

## 平成30年4月～支所業務の見直し内容

### 【住民窓口系業務】

○現状どおり ▲一部実施 ×本庁移管

No.	業務の名称	本庁の担当課	支所業務(平成28・29年度)	変更状況	支所業務(平成30年度から)
1	戸籍及び住民基本台帳	戸籍住民課	<u>戸籍・住基台帳に関する届出の受理・異動の入力</u> 、諸証明の発行、印鑑登録・登録証の交付	▲	諸証明の発行、印鑑登録・登録証の交付
2	埋火葬許可	戸籍住民課	<u>埋火葬許可申請受付、斎場使用許可書交付</u>	×	
3	市税等の収納	収税課 他	市税、国民健康保険税、介護保険料、水道・下水道・温泉使用料の収納(現年分のみ)、納付書の再発行(現年分のみ)	○	市税、国民健康保険税、介護保険料、水道・下水道・温泉使用料の収納(現年分のみ)、納付書の再発行(現年分のみ)
4	所得申告等	税務課	確定申告期間の所得税及び住民税の申告受付、通常期間の住民税申告書の受領、窓口相談対応	▲	確定申告期間中の所得税及び住民税の申告受付( <u>本庁のサポート</u> )※ <u>申告会場の統合・集約化を検討</u>
5	法人関連税関係	税務課	<u>法人住民税・固定資産税の各種申請・申告書の受付、法人住民税納付書の再発行</u>	×	
6	軽自動車税	税務課	<u>軽自動車登録・廃車・ナンバー交付</u>	×	
7	市税等の証明書発行	税務課等	所得証明、課税証明、 <u>評価証明、公課証明</u> 、納税証明、 <u>住宅用家屋証明書</u> 、名寄帳の交付	▲	所得証明、課税証明、納税証明、名寄帳の交付
8	国保、年金等	国民健康保険課	<u>国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の届出受理、異動処理、国保税納税相談、短期証の発行、出産育児一時金の申請受付</u> 、高額療養費支給申請の受理、被保険者証の再交付等	▲	高額療養費支給申請の受理、被保険者証の再交付等

## 平成30年4月～支所業務の見直し内容

### 【福祉・保健業務】

○現状どおり ▲一部実施 ×本庁移管

No.	業務の名称	本庁の担当課	支所業務(平成28・29年度)	変更状況	支所業務(平成30年度から)
9	民生児童委員、日本赤十字社	福祉総務課	民生児童委員地区協議会、日本赤十字社分団に関する事務	○	民生児童委員地区協議会、日本赤十字社分団に関する事務
10	遺族会	福祉総務課	遺族会事務	○	遺族会事務(地域の实情により会運営のサポート)
11	介護保険	長寿介護課	被保険者証申請の相談・受付、資格取得・喪失処理、保険料還付先口座届受理	▲	高齢者・障がい者等の手続き支援(申請書類の受領等)※
12	在宅高齢者の援護	長寿介護課 福祉総務課	在宅高齢者の援護	▲	高齢者・障がい者等の手続き支援(申請書類の受領等)※
13	障害者の支援	福祉総務課	身体・精神障害者手帳、障害福祉サービス受給者証の交付、医療費助成、自立支援医療、特別児童扶養手当、福祉タクシー券の交付等	▲	高齢者・障がい者等の手続き支援(申請書類の受領等)※
14	保育所	子育て支援課	保育料の収納(現年分のみ)	○	保育料の収納(現年分のみ)
15	子育て支援事業	子育て支援課	やまなし子育て応援カード、子どもすこやか医療費受給資格者証、ひとり親家庭医療費受給者証、児童手当・扶養手当の申請受付・交付	×	
16	生活保護	生活援護課	生活保護費の支給、医療券・介護券の受付	○	生活保護費の支給、医療券・介護券の受付
17	保健事業	健康づくり課	健康手帳の交付、成人保健検診希望調査書、問診票の回収、保健センターの管理等	▲	健康手帳の交付、問診票の回収等

### ※高齢者・障がい者等の手続き支援とは・・・

福祉サービス等の手続きについては、多くの業務が本庁に移管されますが、高齢者、障がい者など移動手段がないために本庁に行けない人については、可能な範囲で支所でも手続き(相談対応や申請書類の受取など)ができるよう支援します。専門性が高い業務は、支所での取扱いができないものもありますが、そのような場合でも、本庁と連絡・情報共有を図りながら、相談内容や申請手続きの取次ぎを行います。

## 平成30年4月～支所業務の見直し内容

### 【日常生活支援業務】

○現状どおり ▲一部実施 ×本庁移管

No.	業務の名称	本庁の担当課	平成28・29年度	変更状況	平成30年度から
18	交通安全施設、防犯灯	市民活動支援課	カーブミラー、防犯灯の設置等の要望の受付・現地確認、本庁への報告	○	カーブミラー、防犯灯の設置等の要望の受付・現地確認、本庁への報告
19	花と緑のまちづくり	市民活動支援課	花と緑のまちづくりの促進、緑化育成団体の支援	○	花と緑のまちづくりの促進、緑化育成団体の支援
20	消費生活研究会	市民活動支援課	消費生活研究会の支援	○	消費生活研究会の支援
21	交通安全	市民活動支援課	交通安全共済の加入受付、共済掛金収納・受領等	○	交通安全共済の加入受付、共済掛金収納・受領等、 <b>地区安全協会運営支援(地域の实情により支援)</b>
22	ごみ収集	環境推進課	各町地域のごみ収集、各町地域の環境指導委員の事務	○	各町地域のごみ収集、各町地域の環境指導委員の事務
23	公害	環境推進課	各町地域の騒音、振動、悪臭、野焼き等の初期対応	○	各町地域の騒音、振動、悪臭、野焼き等の初期対応
24	犬・猫の保護、拘留	環境推進課	各町地域の野犬の保護、拘留	○	各町地域の野犬の保護、拘留
25	犬の登録及び注射	環境推進課	犬の登録及び抹消業務・予防注射済票交付業務	○	犬の登録及び抹消業務・予防注射済票交付業務
26	水道の使用開始	水道課	使用開始・休止の受付(芦川のみ開栓業務)	○	水道の使用開始・休止
27	水道施設の管理	水道課	漏水等の初期対応	○	漏水等の初期対応
28	社会教育施設の管理	生涯学習課	社会教育施設の貸出、光熱水費の支払い、軽微な補修	○	社会教育施設の貸出、光熱水費の支払い、軽微な補修
29	体育施設の管理	生涯学習課	社会体育施設・学校体育施設の貸出、光熱水費支払い、軽微な補修、用具の貸出	○	社会体育施設・学校体育施設の貸出、光熱水費支払い、軽微な補修、用具の貸出
30	体育協会、スポーツ少年団	生涯学習課	各町体育協会の事業への協力、地区スポーツ少年団の受付、各種大会援助	○	各町体育協会の事業への協力、地区スポーツ少年団の受付、各種大会援助( <b>地域の实情により支援</b> )
31	スポーツ推進	生涯学習課	各町スポーツ推進委員による地域行事への協力	○	各町スポーツ推進委員による地域行事への協力
32	青少年育成推進協議会	生涯学習課	町子供クラブ球技大会への協力	○	町子供クラブ球技大会への協力

## 平成30年4月～支所業務の見直し内容

### 【地域のまちづくり支援業務】

○現状どおり ▲一部実施 ×本庁移管

No.	業務の名称	本庁の担当課	平成28・29年度	変更状況	平成30年度から
33	区長会	総務課	各町地域区長会の運営、配付物のとりまとめ	○	各町地域区長会の運営、配付物のとりまとめ
34	選挙	総務課	各町地域の当日及び期日前投票所の会場運営、投票事務	○	各町地域の当日及び期日前投票所の会場運営、投票事務
35	消防防災	防災危機管理課	各町地域の消防団分団、自主防災組織、その他消防防災に関する事務	○	各町地域の消防団分団、自主防災組織、その他消防防災に関する事務
36	地域審議会	経営企画課	各町地域審議会の運営	○	各町地域審議会の運営
37	地域の要望	経営企画課	各町地域の要望等の受付、現地確認及び軽微な案件への対応(市議会への請願・陳情を除く)	○	各町地域の要望等の受付、現地確認及び軽微な案件への対応(市議会への請願・陳情を除く)
38	有害鳥獣対策	農林振興課	有害鳥獣に関する情報への初期対応、猟友会依頼	○	有害鳥獣に関する情報への初期対応、猟友会依頼
39	林務関係団体	農林振興課	緑化推進協議会(緑の募金関係事務)	○	緑化推進協議会(緑の募金関係事務)
40	春祭り	観光商工課	各町地域の桃の花祭り、藤壘の滝水芭蕉鑑賞会	○	各町地域の桃の花祭り、藤壘の滝水芭蕉鑑賞会
41	夏祭り	観光商工課	各町地域の夏祭り実行委員会事務	○	各町地域の夏祭り実行委員会事務
42	観光協会	観光商工課	各町観光協会及び関連組織の支援(※地域の実情により支援)	○	各町観光協会及び関連組織の支援(※地域の実情により支援)
43	農業土木	農林土木課	地区要望の現地立会い等	○	地区要望の現地立会い等
44	市営住宅	管理総務課	住宅使用料の納付(現年分のみ)	○	住宅使用料の納付(現年分のみ)
45	河川清掃	土木課	各町地域の河川清掃への協力	○	各町地域の河川清掃への協力
46	道路及び河川の使用	土木課	道路・河川の占用、使用協議	○	道路・河川の占用、使用協議
47	道路、水路の工事	土木課	初期対応、現地確認等	○	初期対応、現地確認等
48	道路・橋梁・河川・水路の維持管理	土木課	初期対応、現地確認等	○	初期対応、現地確認等

※この資料は、支所取扱い業務を簡潔に示したもので、本庁取扱い業務に関する相談対応や本庁への取次、一部地域に限定した業務等については、省略しています。